

市に寄せられた特定相談の概要について

	件数	相談日	相談概要	対応概要
令和2年度	6件	令和2年7月1日	虐待が疑われるが、当該事業所の運営法人により隠蔽されている。	当該障害者の意に反するおそれがあると認められるため調査をしなかった。
		令和2年10月6日	賃貸物件を探していたところ、不動産事業者（2者）から、精神障害者保健福祉手帳を所持していることを理由に断られた。	相談者が差別を受けた事業者の詳細を記憶していなかったため、調査に至らなかった。相談者に、同様の事案があった場合は、事業所名等を記録した上で相談いただくよう伝え、了承を得た。
		令和2年10月8日	強迫性障害（不潔恐怖症）のため、商業施設のトイレを手洗いを含め長時間使用していたところ、清掃員及び警備員に無理やり退出させられた。	当該施設の管理事業者へ相談内容を伝え、配慮を促すことで理解を得た。
		令和2年10月23日	商業施設において、販売の状況、内容等について意見をしたら、口論となり、警察官を呼ばれて取り囲まれた。心臓が弱く感染リスクが高いこと及びヘルプマークを示したのに、マスクから鼻が出た状態で怒鳴られ、強制排除された。	当該事業所へ新型コロナウイルス感染症対策も含め配慮するよう伝えることとし、理解を得た。
		令和2年11月16日	市外カラオケ店でキッズルームを希望したところ、マイクが故障していると言われ、他の部屋が空いたらそちらへ移るとして利用した。マイクは壊れていなかったため、そのままキッズルームを使いたかったが、他の部屋が空いた際、意に反して移動させられた。	相談を聞いていくうちに、相談者自身が障がいの有無とは関係のない対応だと感じ、当該店舗への調査は必要ないと申し出たため、記録を残すにとどめた。
		令和3年3月31日	A市にある勤務先の飲食店において、同僚から差別的な陰口を言われた。過去に、B市にある店舗でも差別的な陰口を言われた。	差別を受けたとされる事業所が市外にあり、条例の効力が及ばないため、いずれも都内の市であることから、東京都の障害者差別の解消を所管する部署を案内した。

市に寄せられた特定相談の概要について

	件数	相談日	相談概要	対応概要
令和3年度	3件	令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、排せつに関する支援が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
		令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、居室に設置されたエアコンの管理が不適切と思われる方法で行われている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、既に事業所内の会議を経て、支援方法が改善されていることから、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。
		令和3年10月25日	障害福祉サービス事業所において、特定の利用者に対し、衣服の選択を本人にさせず、特定の衣服を着用させている。	相談者及び不適切な支援を行ったと指摘された者双方同席の下協議をしたところ、本件は当該利用者の衣服に対するこだわりへの対応の違いによるものであり、今後事業所内の会議における話し合いにより解決を図ることとし、相談者により助言・あっせんの申出は取り下げられた。